


ポイント解説「下請法」

2007年度「下請代金支払遅延等防止法ガイドブック」(中小企業庁)から「ポイント解説下請法」の要旨を抜粋し、掲載しました。

“買ったたきをなくし、公正な取引を実現するために”

取引の内容

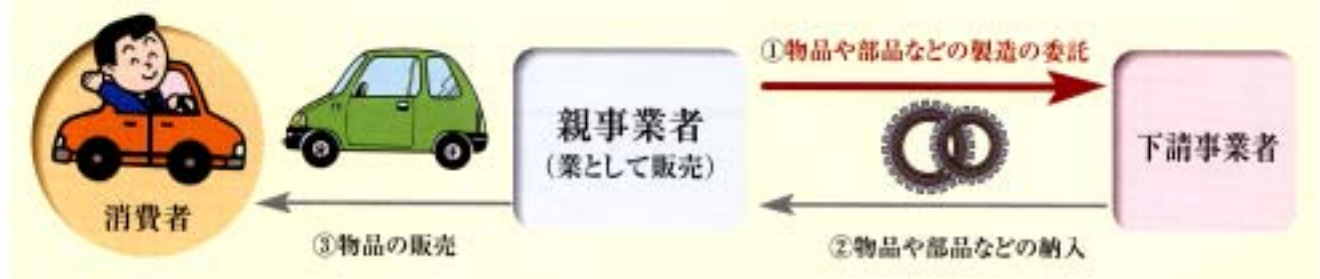
製造委託

製造委託には次の4つのタイプがあります( 部分が下請取引です。)

製造とは、原材料である物品に一定の工作を加えて新たな物品を作り出すことをいい、加工とは、原材料である物品に一定の工作を加えることにより一定の価値を付加することをいいます。

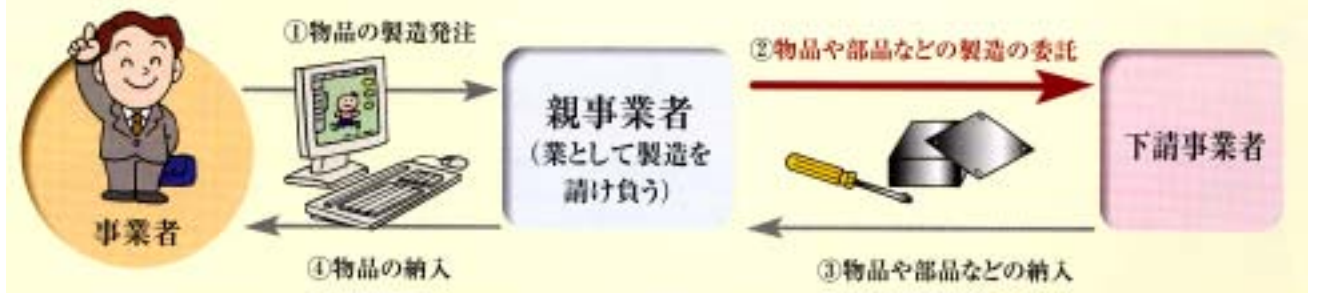
その1

物品の販売を行っている事業者が、その物品や部品などの製造を他の事業者委託する場合。



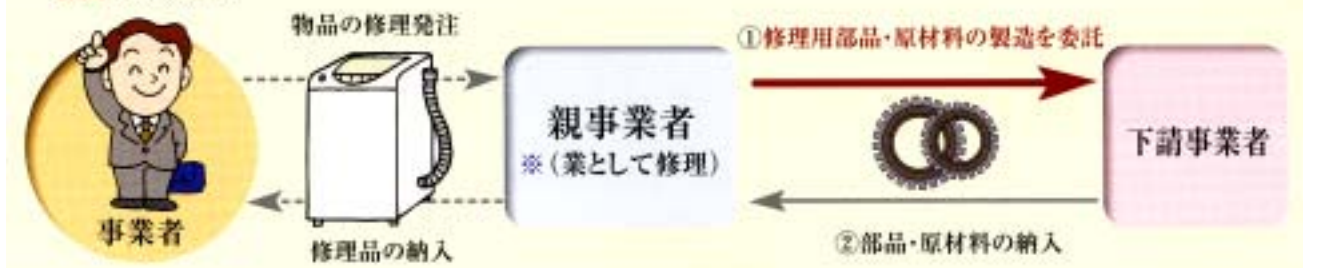
その2

物品の製造を請け負っている事業者が、その物品や部品などの製造を他の事業者委託する場合。



その3

物品の修理を行っている事業者が、その物品の修理に必要な部品又は原材料の製造を他の事業者委託する場合。



その4

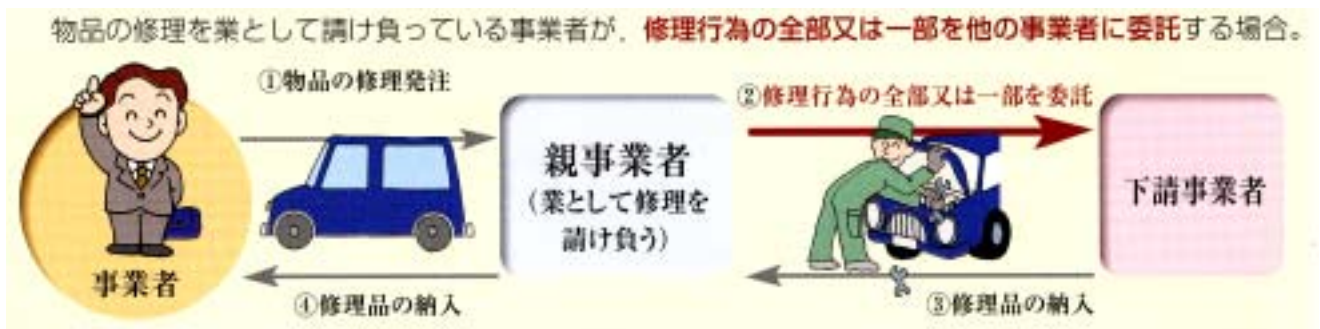


修理委託

修理委託となるのは、修理を請け負った物品、自社で修理している物品の修理を委託する場合です。
修理委託には次の2つのタイプがあります。

修理とは、元来の機能を失った物品に一定の工作を加え、元来の機能を回復させることをいいます。

その1

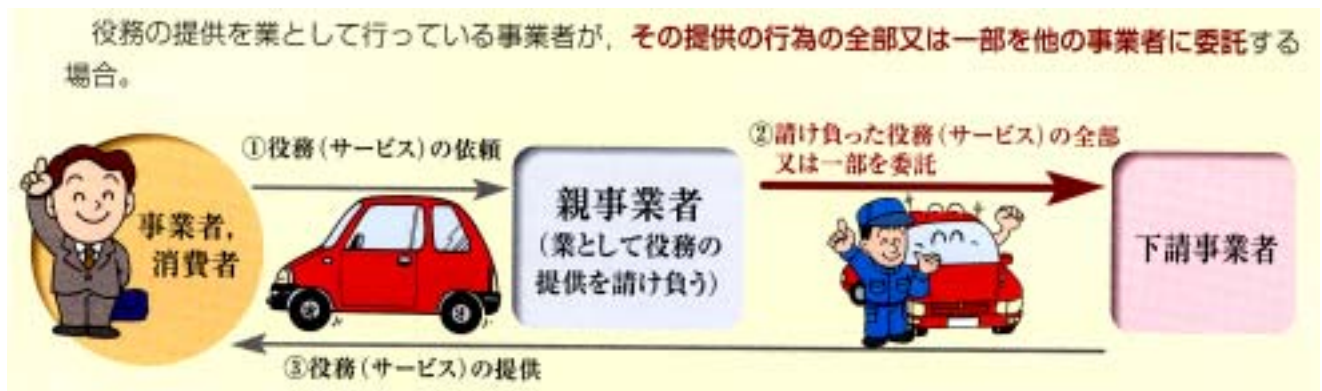


その2



役務提供委託

役務提供委託とは、請け負った役務を再委託することをいいます。



トンネル会社規制とは

事業者(直接、下請事業者に委託をすれば下請法の対象となる場合)が、資本金3億円以下の子会社を設立し、その子会社を通じて委託取引を行っている場合に、親会社-子会社の支配関係、関係事業者間の取引実態が一定の要件を共に満たせば、その子会社は、親事業者とみなされて下請法の適用を受けます。

「買ったたき」とは

下請代金の額を決定するときに、発注した内容と同種又は類似の給付の内容に対して通常支払われる対価に比べて著しく低い額を不当に定めることが「買ったたき」になります。

1. 一方的に通常の対価より低い単価で下請代金の額を定めること。
2. 多量の発注をすることを前提として下請事業者に見積りをさせ、その見積価格の単価を少量の発注しかしない場合の単価として下請代金の額を定めること。
3. 合理的な理由がないにもかかわらず、特定の下請事業者を差別して取り扱い、他の下請事業者より低い下請代金の額を定めること。
4. 一律に一定比率で単価を引き下げて下請代金の額を定めること。
5. 同種の給付について、特定の地域又は顧客向けであることを理由に、通常の対価より低い単価で下請代金の額を定めること。

下請代金の減額

下請法は、下請事業者に責任がないのに、発注時に定められた金額から一定額を減じて支払うことを全面的に禁止しています。値引き、協賛金、歩引き等の減額の名目、方法、金額の多少を問わず、また、下請事業者との合意があっても、下請法違反となります。

1. 単価の引下げ要求に応じない下請事業者に対して、あらかじめ定められた下請代金から一定の割合又は一定額を減額すること。
2. 「製品を安値で受注した」又は「販売拡大のために協力して欲しい」などの理由で、あらかじめ定められた下請代金から一定の割合又は一定額を減額すること。
3. 販売拡大と新規販売ルート獲得を目的としたキャンペーンの実施に際し、下請事業者に対して、下請代金の総額はそのままにして、現品を添付させて納入数量を増加させることにより、下請代金を減額すること。
4. 下請事業者との間に単価の引下げについて合意が成立し単価改定されたが、その合意前に既に発注されているものにまで新単価を遡及して適用すること。
5. 手形払を下請事業者の希望により一時的に現金払にした場合に、その事務手数料として、下請代金の額から自社の短期調達金利相当額を超える額を減ずること。
6. 下請事業者と合意することなく、下請代金を銀行口座へ振り込む際の手数料を下請事業者へ負担

させ、下請代金の額から差し引くこと。

7. 消費税・地方消費税額相当分を支払わないこと。

親事業者の禁止行為

下請代金の支払遅延

物品等を受け取った日（受領日）から60日以内で定めなければならない支払日までに下請代金を支払わないことです。受け取った物品等の社内検査が済んでいないことは、支払を引き伸ばす理由になりません。

受領拒否

下請事業者に責任がないのに、発注した物品等を受け取らないことです。

不当返品

下請事業者に責任がないのに、発注した物品等を受け取った後に返品することです。

物の購入強制・役務の利用強制

正当な理由がないのに、親事業者が指定する物品、役務などを強制して購入、利用させることです。

有償支給原材料等の対価の早期決済

有償支給する原材料等で下請事業者が物品の製造等を行なっている場合に、下請事業者に責任がないのに、その原材料等が使用された物品の下請代金の支払日より早く、支給した原材料等の対価を支払わせ、下請事業者の利益を不当に害することです。下請代金の額から控除することも対象となります。

割引困難な手形の交付

下請代金を手形で支払う際、一般の金融機関で割引を受けることが困難な手形（120日を超える長期の手形）を交付し、下請事業者の利益を不当に害することです。

不当な経済上の利益の提供要請

自社のために、下請事業者に現金やサービス、その他の**経済上の利益**（協賛金や従業員の派遣）を提供させ、下請事業者の利益を不当に害することです。

不当な給付内容の変更、やり直し

下請事業者に責任がないのに、費用を負担せずに、発注の取消しや内容変更、やり直しをさせ、下請事業者の利益を不当に害することです。

報復措置

これらの禁止行為に該当する行為を親事業者が行った場合に、下請事業者がその事実を公正取引委員会や中小企業庁に知らせたことを理由に、取引数量を削減したり、取引停止などの扱いをすることです。

取り決めた取引条件が履行されるよう、発注書面を交付する義務があります。

1. 支払期日を定めましょう
2. 発注内容を書面にして交付しましょう
3. 取引記録を書類として作成し、保存しましょう